



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No138号 2012.4.3
 発行:JAL解雇撤回国民共闘事務局
 連絡先:航空労組連絡会事務局
 〒144-0043 大田区羽田5-11-4
 フェニックスビル内
 TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkakotekkai.com>

判決のどこが不当か！ その②

どんなに利益を上げようとも 更生計画の人員削減は必要？

人員削減の必要性…整理解雇の4要件その①

判 決	問 題 点
<p>(乗員)解雇当時、すべての雇用が失われることになる破綻的清算を回避し、利害関係人の分担の上で成立した更生計画の要請として、事業規模に応じた人員規模とするために、人員を削減する必要があったと認めることができる。</p> <p>(客乗)本件解雇は、莫大な債務超過の下で倒産状態に陥り、法的再建手続きで策定された本件更生計画及びその基礎となる本件事業再生計画に基づく被告の事業規模縮小に合理性が認められる中、当該計画に基づき算定された必要稼働数を超える人員の削減を図る目的の下で実施されたものである。</p> <p>二度と倒産状態に陥らないために、事業規模に応じた適正人員を配置して余剰人員を抱えない体制を構築するとの基本コンセプトの下、事業規模の縮小に見合った人員削減を行うというものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆両判決とも、更生手続き下の解雇であっても、整理解雇法理が適用されることを宣言している。それにもかかわらず左記のような判断をすることは、整理解雇法理が「整理解雇が労働者の責めに帰すべき事由による解雇ではなく、使用者の経営上の理由による解雇であることに鑑み、解雇権濫用法理の適用をより厳しく判断するための法理である」ことに背いている。
<p>(乗員)更生計画上、予想を超えた収益金の使途については、「更生計画の遂行に必要な費用、会社の運営に必要な運転資金、裁判所の許可に基づく共益再建等の支払いまたは借入金の返済に充てる」とされているから、予想を超える収益が発生したからと言って、更生計画の内容の一つとなる人員削減を行わないことはできない。</p> <p>(客乗)余剰人員の顧在化・稼働ベースでの人員削減目標未達・平成23年3月末までにリファイナンスを受けるために人員削減計画を完遂することが必要だったことから、本件解雇は、その実施目的・実施規模・実施時期のいずれについても、合理的な経営判断の下に実施された者と認めることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆客乗については、削減目標人数は達成している。 ◆更生計画を上方修正した「修正計画」をはるかに上回る営業利益を上げていたことに何ら触れていない。しかも12月末をもって待ったなしで解雇することは、信義則違反を構成する重要な事実である。 ◆大きな超過利益により、解雇以外の措置の選択可能性が広がった。解雇時点の收支状況からすれば、ワークシェア・出向・転籍による人員削減など、解雇以外の方策を検討・実施することは当然に可能であった。 ◆リファイナンスを受けるための基本合意書で求められているのは、あくまで、コスト削減策の実施であり、人員削減ではない。しかも12月末という期限付きではない。